

室戸市無料職業紹介所の設置及び運営に関する規程

平成 28 年 9 月 21 日

告示第 118 号

(目的)

第 1 条 この規程は、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号。以下「法」という。）の規定に基づき、室戸市が移住・定住促進に伴う事業として、室戸市に住所を定めようとする求職者及び現住所を有する求職者（以下「求職者」という。）に対して行う無料の職業紹介業務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職業紹介所)

第 2 条 市長は、無料の職業紹介業務を行うため、室戸市無料職業紹介所（以下「紹介所」という。）を企画財政課内に設置する。

- 2 紹介所に職業紹介責任者を置く。
- 3 前項の職業紹介責任者は、職業紹介責任者講習会を受講した職員のうちから市長が指名する。
- 4 紹介所は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 求人の申込みを受理する業務
 - (2) 求職の申込みを受理する業務
 - (3) 求人の申込みを行おうとする者（以下「求人者」という。）及び求職者に対する紹介並びに斡旋に関する業務
 - (4) その他市長が必要と認める業務

(求人職種)

第 3 条 紹介所が取り扱う求人職種の範囲は、次に掲げる職種を除いたものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 25 年法律第 122 号）の適用を受ける職種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）の適用を受ける職種
- (3) 申込みの内容が法令に違反する職種
- (4) その他社会通念上公序良俗に反する業態と認められる職種

(求人地域)

第 4 条 紹介所が取り扱う地域の範囲は、求職者が通勤可能な範囲とする。

(均等待遇)

第 5 条 紹介所は求人者及び求職者に対し、その申込みの受理、面接、指導、

紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組員であることを理由にして、差別的な取扱いは一切行わないものとする。

(求人)

第6条 紹介所は、第3条各号に規定する職種を除き、いかなる求人の申込みについてもこれを受理するものとする。ただし、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて、不相当であると判断した内容の申込みは、これを受理しないものとする。

2 求人者は、求人の申込みにあたっては、本人又はその代理人が直接来所し、所定の求人票により申し込むものとする。ただし、直接来所できない特別な事情がある場合は、郵便、ファックス又は電子メールによることができる。

3 求人者は、紹介所に対する求人の申込みにあたっては、業務内容、給与、労働時間、その他雇用条件を書面の交付、ファックス又は電子メールにより明示するものとする。

(求職)

第7条 紹介所は、求職者の申込みをすべて受理するものとする。ただし、その申込内容が法令に違反する場合には、これを受理しない。

2 求職者は、求職の申込みにあたっては、本人が直接来所し、所定の求職票により申込みをするものとする。ただし、移住フェア等で面接をした求職者については、郵便、ファックス又は電子メールで申し込むことができる。

(職業紹介)

第8条 紹介所は、職業紹介にあたっては、法第2条に規定する職業選択の自由の趣旨を踏まえ、求職者には、その希望に適合する職業を、求人者には、その労働条件等に適合する求職者を紹介するよう努めるものとする。

2 紹介所が求職者を求人者に紹介する場合は、必要に応じて紹介状を発行する。

3 紹介所は、紹介に際しては、求職者に従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他雇用条件等を明らかにした書面の交付、ファックス又は電子メールにより明示するものとする。

4 紹介所は、労働争議に対しては中立的な立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている求人者に対しては、争議が解決するまで紹介を一時中止する。

5 求人者及び求職者は、雇用関係が成立したときは、紹介所に対してその報告をすることとする。また、雇用関係が成立しなかったときも同様に報告することとする。

(個人情報の適正管理)

第9条 紹介所は、個人情報の保護に関し、室戸市個人情報保護条例（平成

- 1 3年条例第22号)の規定に基づき適正に管理する。
 - 2 紹介所の無料職業紹介業務における個人情報の取扱者は、職業紹介責任者及び業務担当職員とする。
 - 3 個人情報の取扱者のうち職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講することとする。
 - 4 個人情報の取扱いに関する苦情の担当者は、職業紹介責任者とする。
(その他)
- 第10条 この規程に定めるもののほか、無料の職業紹介業務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。